**府職員の時差勤務の拡大について（提案）**

**１　提案理由**

新型コロナウィルス感染症の拡大防止に資するため、窓口対応など府民サービスへの影響が出ない範囲内で新たな時差勤務を設定する。

**２　提案内容**

【新たな時差勤務】

１０：００～１８：３０

（現状）

本　　庁　 ９：００～１７：３０ 又は ９：３０～１８：００

出先機関　 ９：００～１７：３０ 又は ９：１５～１７：４５

　 ※ 各所属の実情に応じた判断の下で機動的に対応

【開始時期】

　　　令和2年2月20日（木）～ 各所属において、事業及び通勤状況等を勘案の上、順次スタート

【実施期間】

　　　令和２年３月31日（火）まで

**４　協議期限**

令和2年2月19日